

## 災害廃棄物の広域処理への対応関係資料

---

(No. 1)

### 広域処理の考え方について

#### 1 広域処理に係る地域事情

- 災害廃棄物の受入れに際し、住民とのコンセンサスを得るに当たって配慮すべき地域の個別の事情がある。
  - ・ 既に放射性物質への対応に取り組んでいる地域の事情
  - ・ 被災地と人的、経済的に密接なつながりがある地域の事情
  - ・ 農業が盛んで農産物への風評被害を強く懸念している地域の事情
  - ・ 原発立地などをめぐる議論を経て、放射能汚染の恐れについて複雑な住民感情を抱えている地域の事情
- それぞれの地域の実情を踏まえる必要があることについては、国に理解を求める必要がある。

#### 2 焼却灰処理の課題

- 災害廃棄物を広域受入れしたとしても、放射性物質が濃縮される焼却灰の埋立については、住民の不安が払拭できず、踏み切れない地域があること。
- 焼却以外の処理方法の検討を行うことも必要。

#### 3 モニタリングの課題

- 広域受入れにより、災害廃棄物の放射性物質濃度のチェックや、処理施設周辺環境、排水等のモニタリングの体制を整える必要がある。これに要する費用や専門家の確保、処理事業者の養成等が必要。

#### 4 放射性物質に汚染された廃棄物の基準についての課題

- 国が示す基準値以下であれば安全である根拠について、国に対し、国民の理解を得るための丁寧かつ明確な説明を求める必要がある。

100 ベクレル/kg を超える災害廃棄物を管理型処分場  
に埋め立てることについて

問 原子炉等規制法に基づく原子力発電所で発生する廃棄物について、100ベクレル/kg以上は施設内で保管されているにもかかわらず、なぜ、放射性物質に汚染された災害廃棄物は100ベクレル/kgを超えるものについて管理型処分場に埋め立てることができるのか。

【回答】

- 原子炉等規制法に基づく規則では、10 万ベクレル/kg 以下の廃棄物は人工建築物を設けない素掘りのトレンチ処分を行うこととされており、保管後に埋立処分を行うことは可能である。
- 一方、放射性物質汚染対処特措法に基づく処理基準案では、10 万ベクレル/kg 以下の廃棄物は、遮水工、排水処理設備を設けた管理型処分場で処分を行うこととしている。
- このように処理基準案は、原子炉等規制法と比較して、環境保全上、十分な内容となっており、10 万ベクレル/kg 以下の廃棄物は管理型処分場で安全に処分することが可能である。

## 放射性物質に汚染された廃棄物の処分の方法

放射性物質汚染対処特措法に基づく廃棄物の処分基準(案)は、原子炉等規制法に基づく核燃料物質汚染物に関する処分方法と比較して、環境保全の観点から同等以上の内容となっている。

濃度レベル	核燃料物質汚染物に関する規則	特措法に基づく基準 (案)
10万 Bq/kg 以下	<p>&lt;トレンチ処分&gt; 外周仕切設備などの人工建築物を設けない素掘り処分</p>	<p>&lt;管理型処分場&gt; 遮水工、排水処理設備を設けた管理型処分場で処分</p>
1000億 Bq/kg 以下	<p>&lt;ピット処分&gt; 外周仕切設備(コンクリートピット)を設けて処分</p>	<p>&lt;遮断型処分場&gt; コンクリート製の外周仕切設備を設けた遮断型処分場で処分 ※最大でも数100万 Bq/kg程度の汚染レベルを想定</p>

※核燃料物質汚染物に関する規則の濃度レベルはセシウム137のみの値であるのに対して、特措法に基づく基準(案)の濃度レベルはセシウム134及びセシウム137の合計値となっており、より厳しい基準となっている

(案)

東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理に係る  
環境整備について

被災地域の早期復旧に向け、東日本大震災で大量に発生した災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することが喫緊の重要課題となっていますが、多くの地方自治体で協力して処理を進めていくには、国において受け入れ自治体の住民が安心できる環境を整備することが不可欠です。

災害廃棄物の中には、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染されたものがあり、その安全性について多くの住民から不安の声が出されています。これは、今回の原子力発電所の事故処理にあたって、政府がSPEEDIの情報や原子炉がメルトダウンしていることの情報をも的確に提供しなかったり、事故発生後に放射性物質に関する食品の安全基準を緩めたりしたため、国民の原子力行政に対する不信がかつてないほど高まっていることにも起因しているものと考えられます。

また、現行法上、原子力発電所内で発生した廃棄物は、クリアランスレベル（放射性セシウムでは100ベクレル/kg）以上のものは放射性廃棄物として厳格に管理することが義務づけられています。一方、東日本大震災の災害廃棄物に対しては、

8,000ベクレル/kg以下であれば、埋立処分が認められることが環境省から示されました。こうした放射性廃棄物の取扱いは、住民に理解を求めることに困難が伴い、また、住民がさらなる不安を感じざるを得ない状況となります。

放射性物質に汚染された廃棄物の処理を進めるに当たっては、受入側の住民不安払拭に向けた細やかな安全基準や取扱い等に関する指針を策定することが必要です。

災害廃棄物の広域処理に当たっては、国の責任において、国民の不安を払拭しながら、地方自治体が将来に向け安心して受け入れられる環境整備が必要であることから、次の事項について国の対応を求めます。

- 1 放射性廃棄物の取り扱いについて、異なる基準値が存在する整合性のある理由と、放射性物質汚染対処特別措置法の規定による指定廃棄物の基準（8,000ベクレル/kg）以下であれば安全である根拠について、国民に丁寧かつ明確に説明し、理解を得ること。

2 災害廃棄物の広域処理事例について、仮置き場での保管時及び搬出、中間処理施設での受入、処理、最終処分場での埋立などの各段階で放射線量等の調査を行い、その検証結果を全面的に開示すること。

また、その検証結果を踏まえ、搬出から処分までのそれぞれの段階における安全を確保するとともに、国民に対し、安全面に関する情報提供を適切に行うこと。

3 放射性物質に汚染された災害廃棄物やその焼却灰の一時保管に要する費用と、既に埋立処分されたものを含めた処理施設周辺環境、排水等のモニタリングに要する費用は、全て国が負担すること。

4 基準値を超える災害廃棄物の収集、運搬、処分及び最終処分場の確保は、国の責任において厳格に行うこと。

また、焼却により濃縮され放射性物質濃度が高くなったために処分できない焼却灰については、国の責任において処理すること。併せて、焼却以外の処理方法の検討を行うこと。

5 安全な保管や処理処分のため、必要に応じ国から専門家を派遣すること。

6 処理従事者の研修の機会の確保等、処理事業者の養成を、国の責任において行うこと。

7 国民に対する適切な情報提供や施設周辺住民に対する説明は、国が責任をもって、分かりやすく行うこと。

なお、国は明確かつ整合性のある安全基準を示し、丁寧な説明を行った上で、住民のコンセンサスを得るに当たっての経済的・歴史的背景や取組の状況等、地域の事情が異なることに鑑み、各地方自治体の判断を尊重すること。